

平成 29 年度実施 法科大学院認証評価 評価報告書

熊本大学大学院法曹養成研究科
法曹養成専攻

平成 30 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	9
第 1 章 教育の理念及び目標	9
第 2 章 教育内容	11
第 3 章 教育方法	17
第 4 章 成績評価及び修了認定	20
第 5 章 教育内容等の改善措置	25
第 6 章 入学者選抜等	26
第 7 章 学生の支援体制	28
第 8 章 教員組織	30
第 9 章 管理運営等	33
第 10 章 施設、設備及び図書館等	35
第 11 章 自己点検及び評価等	37
III 意見の申立て及びその対応	39
<参 考>	47
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	49
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	50

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

29年7月	書面調査の実施
8月～9月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
8月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
30年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成30年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

○磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働組合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
龍岡資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中成明	京都大学名誉教授
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
野原一郎	法務省法務総合研究所総務企画部付
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
三角比呂	司法研修所教官
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒木尚志	東京大学教授
◎磯村保	早稲田大学教授
大澤裕	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
酒井啓亘	京都大学教授
潮見佳男	京都大学教授
龍岡資晃	西綜合法律事務所弁護士
田中成明	京都大学名誉教授
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
松下淳一	東京大学教授
松本和彦	大阪大学教授
○山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第3部会)

池田直樹	あすなろ法律事務所弁護士
佐久間毅	同志社大学教授
清水真	明治大学教授
中山隆夫	中央大学教授
○服部高宏	京都大学教授
松本和彦	大阪大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授
渡辺雅昭	朝日新聞社論説副主幹

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

浅野博宣	神戸大学教授
荒木尚志	東京大学教授
太田匡彦	東京大学教授
小木曾綾	中央大学教授
加藤新太郎	中央大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
○佐伯仁志	東京大学教授
酒井啓亘	京都大学教授
野原一郎	法務省法務総合研究所総務企画部付
濱田毅	同志社大学教授
藤本亮	名古屋大学教授
前田陽一	立教大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
◎吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(5) 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会

○碓井光明	東京大学名誉教授
土屋文昭	法政大学教授
外立憲治	外立総合法律事務所所長弁護士
◎三井誠	神戸大学名誉教授
安永正昭	神戸大学名誉教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(3) 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象法科大学院を置く大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合に、当該申立ての内容を転載するとともに、それに対する評価委員会の対応を記述しています。

(4) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成29年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

理由：基準1-1-2、基準3-1-1、基準3-2-1及び基準11-1-1を満たしておらず、特に基準1-1-2及び基準11-1-1を満たしていない状況は、他の基準の判断結果と総合的に考慮しても、教育の質に重大な欠陥があると認められるため。

満たしていない基準の具体的な内容は、次のとおりである。

- 当該法科大学院においては、平成28年度から学生募集を停止し、当該法科大学院の教育を通じて、教育上の理念・目標を達成することが困難であると自ら判断している。このため、当該法科大学院の教育を通じて、教育上の理念・目標が達成されていないと判断する。【基準1-1-2：重点基準】
- 当該法科大学院は、平成28年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況である。平成29年度に開講されている多くの必修科目及び選択必修科目において履修者が10人を大きく下回っており、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていない。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。【基準3-1-1】
- 当該法科大学院においては、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、各授業科目の目的を効果的に達成するため、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易ではないこと、また、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となるなど、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題がある。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。【基準3-2-1】
- 当該法科大学院は、教育を通じて教育上の理念・目標を達成することが困難であると自ら判断し、平成28年度から学生募集を停止しており、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。【基準11-1-1：重点基準】

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 当該法科大学院独自の学術奨励と経済援助を目的とする奨学金制度が整備されている。
- 教員の専門分野に関する能力を向上させることを目的としてサバティカル研修制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 原級留置者が「可」であった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度等が確保されていないため、履修指導の基準を明確にするとともに、履修指導の内容について公平性が担保されるようさらなる検討・改善を図る必要がある。

当該法科大学院の改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 一部の授業科目において、成績評価における考慮要素について、平常点が一律満点、若しくはほぼ一律満点となっている授業科目があり、平常点の在り方についてさらなる検討・改善の必要があるとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、答案等の厳格な採点を行っておらず、また、成績評価基準について教員への周知が十分でなく、絶対評価の授業科目であっても求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなどの評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないため、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目の成績評価において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 兼任教員について、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格者数、成績分布等）が共有されていないため、成績評価に関するデータの共有方法について検討・改善を図る必要がある。
- 授業改善のためのアンケート結果の集計に時間を要していることから、アンケートの結果が教育改善に適時に反映されるよう、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。

II 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章の基準のうち、基準1-1-2を満たしていない。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育上の理念・目標は、「質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用課程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成すること」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育上の理念・目標に合った教育を実施するため、「家庭医」としての法曹とともに「専門医」としての法曹を養成するために、教育課程を基礎から応用、そして法理論と実務を架橋する科目を1年次から3年次へと段階的・系統的に学修することを可能とすべくカリキュラムが編成され、2年次後期からは公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス及び企業再生等、新たな法的ニーズに対応する専門的能力を学修できるようなカリキュラムの編成が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価はおおむね厳格に実施され、修了認定もこのような成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所等が挙げられる。

ただし、当該法科大学院は、平成28年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況である。平成29年度に開講されている多くの必修科目及び選択必修科目において履修者が10人を大きく下回っており、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎている。そのため、各授業科目の目的を効果的に達成するため、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易でなく、また、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となるなど、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題がある。

また、司法試験の合格率が、直近の平成29年度は全国平均の2分の1を上回っているものの、平成26年度において全国平均の2分の1を下回っているほか、平成28年度においては、全国平均の2分の1をわずかに上回るにとどまっている。加えて、在籍者数及び修了者数が減少している中で、自己点検及び評価の結果に基づいて改善や検討が行われているものの、当該法科大学院は、教育を通じて教育上の理念・目標を達成することが困難であると自ら判断し、平成28年度から学生募集を停止している。このため、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえ、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。

以上のことから、法科大学院を取り巻く状況が変化している中、地域の法曹養成に一定程度貢献してい

るものの、当該法科大学院の教育上の理念・目標が当該法科大学院の教育を通じて達成されていない。

以上の内容を総合し、「第1章の基準のうち、基準1-1-2を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【是正を要する点】

- 当該法科大学院においては、平成28年度から学生募集を停止し、当該法科大学院の教育を通じて、教育上の理念・目標を達成することが困難であると自ら判断している。このため、当該法科大学院の教育を通じて、教育上の理念・目標が達成されていないと判断する。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

法理論の基礎的知識のみならずその応用的能力をもち、法理論に裏付けられた実務的能力を身に付け、専門的な法的ニーズにも対応できる高度な能力を持っている。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

幅広い教養を備え、法的な専門的知識のみならず、法に隣接する歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的観点から、人間や社会の在り方について物事を全体的に把握する能力を修得している。

3. グローバルな視野と行動力

外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握する力を身に付け、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

地域住民の社会生活における様々なニーズだけではなく企業や地方団体の幅広い要求にも対応して法的サービスを提供する能力を修得している。

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

高度専門職業人である法曹の養成を目的とした専門職大学院である本研究科では、法理論の基礎知識とその応用的能力、法理論に裏付けられた実務的能力、専門的な法的ニーズに対応できる高度の能力が重要視される。このような修得すべき知識・能力に対応するために、特に「法律基本科目群」「法律実務基礎科目群」の授業科目を「理論の基礎」「理論の応用」「(理論に裏付けられた)実務の基礎」の順に段階的・系統的に適切に配置している。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

社会に真に役立つ法曹を養成するためには、法的な基礎知識だけでなく、法学と歴史学、哲学、社会学および経済学などとの学際的領域を理解できる深奥な教養力が求められる。このような修得すべき知識・能力に対応するために、特に「基礎法学・隣接科目群」（法哲学・法社会学・日本法制史・法と経済学など）および「展開・先端科目群」（少子高齢化社会と法・福祉と法・医療と法など）の授業科目を適切に配置している。

3. グローバルな視野と行動力

グローバル社会に対応する国際感覚のある法曹を養成するためには、外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握し、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を身に付けることが求められる。このような修得すべき能力に対応するために、特に「基礎法学・隣接科目群」（西洋法制史・英米法・中国法など）および「展開・先端科目群」（国際私法・国際取引法・国際法など）の授業科目を適切に配置している。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

法曹は、地域住民の社会生活における様々なニーズに応えるだけでなく、企業や地方団体の幅広い要求にも対応して法的サービスを提供し、地域社会を牽引するリーダー力を身に付けることが求められる。このような修得すべき能力に対応するために、4つの履修モデル（「公共政策法務」・「高齢者福祉と財産管理」・「企業コンプライアンス」・「企業再生」）を設けて、「展開・先端科目群」の授業科目を中心に適切に配置している。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育上の理念・目標を効果的に実現するために、1年次では、法律基本科目に関する基礎的な知識を身に付け、法理論の組み立て方、専門的な法知識を体得させ、「理論の基礎」を重点的に学習し、2年次では、法律基本科目群において、「理論の基礎」を「理論の応用」へ展開させるとともに、「実務の基礎」を履修させている。3年次では、理論と実務を架橋するために要件事実や事実認定の基礎的部分を実務導入教育として行い、問題解決のための表現力等を含め、実務を志向した基礎的な技術・能力を身に付けさせるよう配慮して授業科目を履修させており、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、入学前学習指導やガイダンス、学年チームインストラクターやインストラクターによる履修指導、学生カルテの作成及び週2コマのオフィスアワー実施等の措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の実務について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ、法情報調査及び法文書作成に係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「法哲学」、「西洋法制史」、「英米法」及び「法と経済学」等が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓けることに寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、公共政策法務モデルとの関連では、授業科目「税法」及び「社会保障法」等が開設され、高齢者福祉と財産管理モデルとの関連では、授業科目「高齢者財産管理と法」及び「少子高齢社会と法」等が開設され、企業コンプライアンスモデルとの関連では、授業科目「中小会社法」及び「労働法Ⅰ」等が開設され、企業再生モデルとの関連では、授業科目「民事執行保全法」及び「倒産法Ⅰ」等が開設され、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の教育上の理念・目標に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 12 単位の合計 54 単位とされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3（2）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（(1) に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
- エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「民事要件事実論」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「刑事実務演習」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「民事裁判演習」及び「刑事公判演習」の中で指導されており、クリニックは授業科目「リーガル・クリニック」(2単位)が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」(各2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち6単位以上を修得するものとされている。

法情報調査は、授業科目「法情報調査」が必修科目として開設され、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事裁判演習」の中で適宜指導することとされている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、民事系実務科目と刑事系実務科目ごとに、実務家教員と研究者教員が協力して各科目の授業内容を検討し、意見交換を行うことにより、それぞれの授業内容改善に努めている。

2-1-7 基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第

21 条（単位）、第 22 条（1 年間の授業期間）及び第 23 条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第 2 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第3章 教育方法

1 評価

第3章の基準のうち、基準3-1-1及び基準3-2-1を満たしていない。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、平成29年度に開講されている多くの必修科目及び選択必修科目において履修者が10人を大きく下回っており、平成28年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況である。双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する適切な規模に維持されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、基準で定める数を上回っていない。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的な討論を行うとされている。

ただし、当該法科大学院においては、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、各授業科目の目的を効果的に達成するため、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易ではないこと、また、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となるなど、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題がある。

授業科目において設定されている到達目標はシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」においては、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されるとともに、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じて告知されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、時間割作成時の1日の平均授業数への配慮、各授業科目の学習の目標や履修条件、試験・成績評価の方法、割合に加え、講義で扱う共通的な到達目標モデル項目及び自習すべき共通的な到達目標モデル項目の事前周知、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく7時から22時の間利用できる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章の基準のうち、基準3-1-1及び基準3-2-1を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【是正を要する点】

- 当該法科大学院は、平成 28 年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況である。平成 29 年度に開講されている多くの必修科目及び選択必修科目において履修者が 10 人を大きく下回っており、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていない。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。
- 当該法科大学院においては、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、各授業科目の目的を効果的に達成するため、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易ではないこと、また、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となるなど、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題がある。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らしおおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているものがあるものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧を通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、定期試験及び平常点（質問に適切に答えられた回数、議論に有益な自主的発言の回数及びレポート・小テスト）等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

一部の授業科目において、平常点の成績がほぼ一律満点となっているものがあるほか、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が兼任教員に共有されていないものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、得点分布データをインストラクター会議及び教授会で配付し、教員間で相互に確認する体制が講じられている。

成績評価の結果については、不十分な点や答案作成上の留意点を記載したコメントを付した添削答案、成績評価基準を含む講評、受験科目の得点、GPA（Grade Point Average）の数値、学年成績及び全体順位等、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、一部の授業科目の答案等について厳格な採点が行われていないものがあり、成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体とし

て講じられていないため、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要があるものの、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみを実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されている中で、原級留置者が「可」であった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度等が確保されていないものの、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、履修指導等において学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は 4 単位を上限とする。)

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31 単位以上修得していること(なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。)

当該法科大学院における修了要件は、3 年以上在籍し、93 単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計 30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院等において修得した単位と合わせて、26 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位以上、民事系科目 32 単位以上、刑事系科目 12 単位以上、法律実務基礎科目 13 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から 31 単位以上を修得することとされており、31 単位以上の修得が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2-1-5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

平成 28 年度に学生募集を停止するまで、当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されていた。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、各分野において選定された出題者の事前協議において出題問題数、形式、配点等を定め、その後、各分野において過去 2 年間の当該大学法学部での関連科目の期末試験内容を確認した上で重複や類似がない試験科目を作成し、出題者全員で全科目について出題形式や出題内容について具体的な検討を行うなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられていた。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について論述式試験を踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされていた。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させていた。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されていた。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。商法と民事訴訟法のどちらかが合格水準に達しない場合、合格とした上で、免除されるべき単位数のうち商法（2 単位）又は民事訴訟法（4 単位）の中から履修免除単位数を減少させることができるとされていた。

なお、当該法科大学院においては、平成 28 年度から学生募集を停止している。

以上の内容を総合し、「第 4 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 原級留置者が「可」であった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度等が確保されていないため、履修指導の基準を明確にするとともに、履修指導の内容について公平性が担保されるようさらなる検討・改善を図る必要がある。

【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、成績評価における考慮要素について、平常点が一律満点、若しくはほぼ一律満点となっている授業科目があり、平常点の在り方についてさらなる検討・改善の必要があるとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、答案等の厳格な採点を行っておらず、また、成績評価基準について教員への周知が十分でなく、絶対評価の授業科目であっても求められる最小限度の到達度によつてどのような評点を与えるかなどの評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、

個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないため、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。

- 一部の授業科目の成績評価において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 兼任教員について、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格者数、成績分布等）が共有されていないため、成績評価に関するデータの共有方法について検討・改善を図る必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教務FD委員会が設置され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

授業改善のためのアンケートが実施されているが、集計に時間を要し、アンケートの結果が教育改善に適時に反映されているとはいえないものの、授業改善のためのアンケートの実施、春学期及び秋学期における授業参観と授業評価の実施、インストラクター会議における学生カルテを活用した履修指導及び学習指導内容の検討、教育内容・方法等の改善のための講演等の実施、改善のための情報や研究成果の収集等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 授業改善のためのアンケート結果の集計に時間を要していることから、アンケートの結果が教育改善に適時に反映されるよう、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章の基準については、評価実施年度において入学者選抜が実施されていないことから、評価し得ない部分があり、基準を満たしているかの判断を行わない。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育上の理念・目標に照らし、「幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎学力の上に、社会的正義感、法律実務家になるための適性を有し、かつ厳しい勉学に耐えうる強い意志と学習意欲のある人を求めます。社会人にあつては、さらに豊かな社会経験を有する人を求めます。また、2年短縮コースにあつては、これに加えて、直ちに応用的・発展的学習に入ることができ相当程度の実定法律学の基礎学力を有する人を求めます。」として設定されている。

なお、平成28年度から学生募集を停止している。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入学者選抜委員会は入学者選抜の企画・立案、書類審査業務及び試験問題作成委員の指名、試験問題作成後の推敲、点検、印刷、保管、試験問題作成委員による採点業務の指揮監督・調整等の業務の統括を行っていた。また、入学試験実施委員会は試験当日の監督業務を統括するとともに、定められた実施要項に従い、研究科長を委員長とする体制が組織されていた。

なお、平成28年度から学生募集を停止している。

6-1-3 各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における過去の入試状況（出願者数、合格者数、試験問題等）が公表されており、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、聴き取りが多少不自由である受験生からの相談により、最前列での受験及び試験時の注意事項を紙面で周知するなど、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がされており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性を確保するとされていた。

なお、平成28年度から学生募集を停止している。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法科大学院全国統一適性試験の成績の審査、自己推薦書、学部成績・資格等による書類審査、小論文形式の筆記試験（3年標準コース志願者）又は法律科目試験（2年短縮コース志願者）を課し、「社会人特別選抜」においては、3年標準コース志願者の小論文形式の筆記試験を面接試験に代えて実施することにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価するとされていた。

なお、平成28年度から学生募集を停止している。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、自己推薦書に記入された内容も評価の対象に加えることにより、また、社会人と法学部以外の卒業生については、優先的合格枠を設け、社会人と法学部以外の卒業生が合格者の3割以上含まれるように努めるとともに、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めるとされていた。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成25年度は約44.4%、平成26年度は25%、平成27年度は約33.3%となっていた。

なお、平成28年度から学生募集を停止している。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は13人（平成29年5月1日現在）である。

なお、平成28年度から学生募集を停止している。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院においては、平成28年度から学生募集を停止している。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、平成28年度から学生募集を停止している。

以上の内容を総合し、「第6章の基準については、評価実施年度において入学者選抜が実施されていないことから、評価し得ない部分があり、基準を満たしているかの判断を行わない。」ものとする。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育上の理念・目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始前に新入生・在学生ガイダンスの実施、専任の研究者教員と実務家教員からなるインストラクターによる履修指導、学習相談及び課外ゼミの開設等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、電子メール等を用いて課題の送付、解答の返送、添削後の再返送を行う入学前学習指導を実施するとともに、面接授業を実施するなど、学習支援の配慮がされていた。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、1年次必修科目担当者会議やインストラクター会議において学生の情報を共有し指導に活用するなど、学習支援において特段の配慮がされていた。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日、時間帯が記載された一覧表が授業時間割とともに配付され、学生に周知されている。

このほか、当該法科大学院の修了者を含む若手弁護士を中心に構成されるアカデミック・アドバイザー制度を設け、自主ゼミ等において指導・助言を行うなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度、学術奨励と経済援助を目的とする当該法科大学院独自の奨学金として「熊本大学大学院法曹養成研究科奨学金」、平成28年熊本地震を受けて創設された入学料及び授業料免除の「震災特別枠」及び「熊大復興の意気や溢るる奨学金」制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、熊本大学保健センターにおいて定期健康診断、健康相談、特別健康相談、心とからだの悩みなんでも相談、学生心理相談、生活習慣病相談、性に関する相談等が行われており、当該法科大学院においては、メンタルヘルス・ケア講演会の実施、学生支援委員会、学年チーフインストラクター及びインストラクターによる学生の生活相談が行われている。各種ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメント防止委員会及び同和・人権問題委員会でハラスメント対応がなされており、窓口として全学的な一般相談窓口に加え、当該法科大学院にも相談員が置かれるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、身体障害者用のエレベーターやトイレ、自動ドアが設置されているほか、法廷教室では、裁判官、裁判員席9席のうち、一番端の席を取り外し可能にして、車いすごと裁判席に着けるような配慮を行うなど、整備充実を努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、障害の種類や程度に応じた支援を行う予定であるとされているが、これまで特別な支援の実施実績はない。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学組織として熊本大学進路支援委員会を設けており、事務組織として学生支援部キャリア支援課を設け、学生の進路・就職などについての相談に応じているほか、当該法科大学院においてはインストラクターによる個別相談への対応、法曹を招いての座談会を実施するなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 当該法科大学院独自の学術奨励と経済援助を目的とする奨学金制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、教授会が人事委員会の発議に基づいて選考委員会を設け、同委員会が候補者について業績、学歴、職歴その他必要な調査・選定を行い、最終的に研究部会議において投票を行うとともに、審議結果を教授会又は運営会議に報告する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教授会において選考（審査）を行う方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専属専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専属専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育上の理念・目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専属専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務の側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目及び展開・先端科目のうち授業科目「公共政策法務」、「地方自治法」、「高齢者財産管理と法」、「社会保障法」、「労働法Ⅰ」、「労働法Ⅱ」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」及び「中小会社法」とされており、そのうち必修科目の授業は、すべてが専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専属専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数の専属専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員13年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、すべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が2人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教員の専門分野に関する能力を向上させることを目的として、平成28年度までは「熊本大学大学院法曹養成研究科サバティカル研修に関する細則」、平成29年度からは「熊本大学

大学院人文社会科学部における法学系教員のサバティカル研修に関する細則」においてサバティカル研修制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助業務を行う法曹養成研究科事務室を設け、教員個人研究費の予算管理、図書を含む物品の購入、図書の配架及び管理等を行う非常勤職員1人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 教員の専門分野に関する能力を向上させることを目的としてサバティカル研修制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹養成研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）、法学部長及び副学部長により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜等に関する重要事項について、審議することとされており、教授会における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、人文社会科学系事務課が組織され、事務課長1人、副課長2人、総務担当3人、教務担当3人が配置されている。さらに、人文社会科学系事務課とは別に、法曹養成研究科事務室を設置しており、非常勤職員1人が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、学生募集を停止した他の法科大学院へ教職員が訪問調査を行い、ファカルティ・ディベロップメントや組織再編等についてヒアリングした内容を共有しているほか、英語研修や障害のある学生への合理的配慮についての研修をはじめとしたスタッフ・ディベロップメントを実施するなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、部局長等連絡調整会議に附議され、その後、意見聴取が行われ、役員会で最終決定される。さらに、法曹養成研究科長及び法曹養成副研究科長を対象とした予算に関する意見交換会が実施され、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室には、パソコン、インターネット環境及び大型ディスプレイが配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の個人専用キャレルが整備されるとともに、休祝日関係なく7時から22時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、インターネットに接続したパソコン及び複写機が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して判例・法令データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、附属図書館中央館及び法学部雑誌室が整備されている。附属図書館中央館及び法学部雑誌室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。附属図書館中央館及び法学部雑誌室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、附属図書館中央館では2階の「静」の空間に加え、テーブル、椅子、ホワイトボードを自由に動かし、グループワークやディスカッション等が可能な1階の「動」の空間を確保している。また、インターネットによる蔵書検索システム、自動貸出装置等の管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、インターネット・蔵書検索用パソコン、視聴覚機器、複写機等の教育研究及び学生の学習を支援する機器が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、附属図書館中央館には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言できる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書、資料及び判例の検索が可能となっており、附属図書館中央館及び法学部雑誌室ともに近接しており、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室、学生指導室及び非常勤講師室が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、自習室棟の入館はIDカードを利用した認証が必要であり、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章の基準のうち、基準11-1-1を満たしていない。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として評価委員会が設置され、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価結果の検証において、外部評価委員が法科大学院での教育の経験を有する者が含まれていないものの、九州沖縄4法科大学院連携協議会において情報共有を行うなど、他の法科大学院の研究者教員の意見を聴取することに努めている。

自己点検及び評価の結果については、少数学生に対する授業方法の研究については、FD検討会及び教授会終了後の意見交換会において、問題を具体的なテーマとして掲げ、研究科が一体になって取り組み、在学生及び修了者に対する支援体制の充実については、在学生との懇談会において、修了者を含めた意見を聴取しつつ、具体的な支援方策について検討を行い、また、全学的見地からの施設有効活用方策の検討については、法学部と協議を行うとともに大学全体も視野に入れ、整備しているとされているが、当該法科大学院は、当該法科大学院の教育を通じて教育上の理念・目標を達成することが困難であると自ら判断し、平成28年度から学生募集を停止しており、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況が、ウェブサイトを通じて、毎年度、公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサ

イトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法曹養成研究科長を中心に、各委員会委員長により構成される評価委員が実施主体となって調査及び収集され、データについては、総合情報統括センターにある事務用サーバーにおいて、紙媒体は、人文社会科学系事務課事務室及び書類倉庫において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章の基準のうち、基準 11-1-1 を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【是正を要する点】

- 当該法科大学院は、教育を通じて教育上の理念・目標を達成することが困難であると自ら判断し、平成 28 年度から学生募集を停止しており、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえ、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、最終的な評価結果を確定しました。

なお、このうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、法科大学院認証評価委員会の下に置く意見申立審査専門部会の議を踏まえ、法科大学院認証評価委員会において当該意見の申立てへの対応を決定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。加えて、意見申立審査専門部会の審査結果報告を参考として掲載しています。

申立件数：2

（申立1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる章及び基準】 第4章 成績評価及び修了認定 基準4-1-2</p> <p>【対象となる項目】 ① 【根拠理由】 4-1-2（評価結果（案）15頁9行目から14行目・第1段落）</p> <p>当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されている中で、原級留置者が「可」であった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、<u>各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度等が確保されていないもの</u>、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、履修指導等において学生に周知されている。</p> <p>② 【留意すべき点】 第1項目（評価結果（案）17頁） 原級留置者が「可」であった授業科目の再履修を</p>	<p>【対応】 原案どおりとする</p> <p>【理由】 平成24年度に実施した当該法科大学院に対する法科大学院認証評価（以下「前回の本評価」という。）において、「原級留置者が「可」だった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度等が確保されていないため、履修指導の基準を明確にするとともに、履修指導の内容について公平性が担保されるようさらなる検討・改善を図る必要がある。」と、「留意すべき点」として指摘されている。</p> <p>当該指摘事項の改善状況について当該法科大学院は、履修指導の方法の決定等において公平性を担保している旨主張しているが、前回の本評価以降、規定に変更はなく、また、依然としてインストラクターによる個別判断の余地が残されている。</p> <p>このため、評価結果では、当該法科大学院において複数の教員間での合議を行うなど運用上の工夫を図っていることは認められるものの、前回の本評価時に指摘した再履修を認めるかどうか各インストラクターの判断に委ねられている点について</p>

<p>希望する場合の取扱いについて、<u>各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度等が確保されていないため、履修指導の基準を明確にするとともに、履修指導の内容について公平性が担保されるようさらなる検討・改善を図る必要がある。</u></p> <p>【意見】 原級留置者が「可」であった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性が制度的に担保されていない旨指摘されているが、本研究科においては下記のとおり公平性を担保している。</p> <p>【理由】 学生の再履修にあたって、各教員は必修科目担当者・インストラクター会議にて学生の単位修得状況、学修状況等の情報共有を行っている。また、履修指導の方法は、教授会の議に基づき、法曹養成研究科長が定めることとなっている。（事前提出資料別添学生便覧5頁、29頁） これらの所定の会議を経て、原級留置者にインストラクターが履修指導、助言等を行っている。 よって、再履修を希望する原級留置者への履修指導については、複数の教員間での情報共有、会議体での審議による履修指導の方法の決定等において、公平性を担保していると言える。</p>	<p>十分な対応がなされていないと判断し、合議によることを徹底するなど、規定の改正を含め、取扱いに留意する必要があることから、引き続き注意を促す意味で「留意すべき点」として同趣旨の指摘をしたものである。</p> <p>以上の点は意見申立審査専門部会による審査においても妥当であると認められている。</p> <p>これらのことから、原級留置者が「可」であった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて「留意すべき点」があることに変わりはなく、原案を修正しない。</p> <p>（意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）</p>
---	---

(申立2)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる章及び基準】 第5章 教育内容等の改善措置 基準5-1-1</p> <p>【対象となる項目】 ① 【根拠理由】 5-1-1（評価結果（案）19頁8行目から12行目・第2段落）</p> <p>授業改善のためのアンケートが実施されているが、<u>集計に時間を要し、アンケートの結果が教育改善に適時に反映されているとはいえないもの</u>、授</p>	<p>【対応】 原案どおりとする</p> <p>【理由】 当該法科大学院は、授業改善に関する個別の意見に対しての教育改善への反映については、迅速に対応できている旨主張しているが、各教員が担当する授業科目に関してのみ、アンケート結果を確認するにとどまっている。</p> <p>今回の評価結果で「改善すべき点」として指摘した趣旨は、前年度の学期終了後、半年以上が経過し</p>

<p>業改善のためのアンケートの実施、春学期及び秋学期における授業参観と授業評価の実施、インストラクター会議における学生カルテを活用した履修指導及び学習指導内容の検討、教育内容・方法等の改善のための講演等の実施、改善のための情報や研究成果の収集等が行われている。</p> <p>②【改善すべき点】第1項目（評価結果（案）19頁） <u>授業改善のためのアンケート結果の集計に時間を要していることから、アンケートの結果が教育改善に適時に反映されるよう、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。</u></p> <p>【意見】 アンケート結果の集計については時間を要しているものの、下記のとおり授業改善に関する個別の意見に対しての教育改善への反映については、迅速に対応できているものとする。</p> <p>【理由】 授業改善のためのアンケート実施の当該学期にあつては、アンケートの回答結果を、回答後少なくとも1ヶ月以内には学内専用システムに表示するようになっており、教員は、担当している授業科目に関してのみ、学生からの授業改善に関するアンケート回答及び個別の意見を確認することが可能である。</p> <p>また教員は、学生からの授業改善に係る個別の意見に対しては、上記システムに表示後、早急に改善に関する対応策等を、コメントとして入力する必要がある。これにより、学生からの個別の意見に対しては、授業の改善についての対応を迅速に図っていると思われる。</p> <p>また、熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会にて全学横断的にアンケートの回答結果を確認しており、学生からの回答のうち、アカデミック・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関わると考えられる等、特に注視すべきものについては、当該教員の所属する部局長等に通知及び改善を促す等、当該教員に対して組織的に対応を行っている。</p>	<p>ているにもかかわらず、訪問調査時点において前年度に実施したアンケート結果の集計を終えておらず、法科大学院として授業改善のための組織的な改善を図った具体的な取組が挙げられなかったことから「改善すべき点」として指摘したものである。</p> <p>以上の点は意見申立審査専門部会による審査においても妥当であると認められている。</p> <p>これらのことから、アンケート結果の活用について組織全体として「改善すべき点」があることによりはなくなり、原案を修正しない。</p> <p>（意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）</p>
--	--

(参考)

意見申立審査専門部会の審査結果報告

(申立1)

<p>対象となる章及び基準</p>	<p>第4章 基準4-1-2</p>
<p>審査結果</p>	<p>意見申立には理由がない</p>
<p>【理由】</p> <p>(1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。</p> <p>① 意見 原級留置者が「可」であった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性が制度的に担保されていない旨指摘されているが、本研究科においては下記のとおり公平性を担保している。</p> <p>② 理由 学生の再履修にあたって、各教員は必修科目担当者・インストラクター会議にて学生の単位修得状況、学修状況等の情報共有を行っている。また、履修指導の方法は、教授会の議に基づき、法曹養成研究科長が定めることとなっている。(事前提出資料 別添学生便覧5頁、29頁) これらの所定の会議を経て、原級留置者にインストラクターが履修指導、助言等を行っている。よって、再履修を希望する原級留置者への履修指導については、複数の教員間での情報共有、会議体での審議による履修指導の方法の決定等において、公平性を担保していると言える。</p> <p>(2) 評価部会は、平成24年度に実施した当該法科大学院に対する法科大学院認証評価(以下「前回の本評価」という。)において「留意すべき点」として指摘された「原級留置者が「可」だった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度等が確保されていないため、履修指導の基準を明確にするとともに、履修指導の内容について公平性が担保されるようさらなる検討・改善を図る必要がある。」について、改善が図られているかを次のとおり確認している。</p> <p>なお、熊本大学の規定は次のとおりであり、前回の本評価時と今回の本評価時で変更はない。</p> <p>熊本大学大学院法曹養成研究科履修細則</p> <p>第8条 規則第8条の規定により、原級留置となった者は、「可」及び「不可」の授業科目について再履修することができる。</p> <p>2 前項の再履修の結果、成績評価が当初の成績評価よりも優れている授業科目については、当該成績評価を当該授業科目の最終成績とする。</p> <p>第9条 原級留置となった者及び復学した者は、学年チーフインストラクター及びインストラクターによる履修指導及び勉学上の助言を受けなければならない。</p>	

2 原級留置となった者及び復学者に対する履修指導の方法は、教授会の議に基づき、研究科長が定める。

評価部会は、前回の本評価での指摘の趣旨が再履修を認めるかどうかの判断において、再履修を認めるかどうかは各インストラクターの判断に委ねられており、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度が確保されていない点にあるとし、「前回の本評価時、再履修の取扱いについて、「留意すべき点」として指摘した点について、その後履修指導の公平性を担保する措置が取られるようになったか。」と説明を求めたところ、当該法科大学院より「とくに基準はなく、基本的には学生の意向を尊重しつつも、学生にとってよくないと判断される場合にはインストラクターが個別に判断することもあるし、インストラクター会議で学生にとってよくないという意見があった場合はそれを踏まえて（インストラクターが）判断を行い、学生に伝えている」旨の回答があった。

細則の定めに変更がないほか、当該法科大学院の回答では、「学生にとってよくないと判断される場合にはインストラクターが個別に判断することもある」とされており、依然としてインストラクターによる個別判断の余地が残されている。

以上のことから、評価部会は、当該法科大学院において複数の教員間での合議を行うなど運用上の工夫を図っていることは認められるものの、前回の本評価時に指摘した再履修を認めるかどうか各インストラクターの判断に委ねられている点について十分な対応がなされていないと判断している。

このため、合議によることを徹底するなど、細則の改正を含め、取扱いに留意する必要があると判断し、引き続き注意を促す意味で「留意すべき点」として同趣旨の指摘をしたとしている。

(3) 当該法科大学院においては、複数の教員間での情報共有、会議体での審議を行うなど改善を図る取組を実施していると主張しているが、未だインストラクターが個別に判断する場合があるなど、前回の指摘事項を踏まえた改善措置が十分に講じられているとはいえない部分が残っており、引き続き「留意すべき点」として指摘した評価部会の判断が過大であるとはいえない。

したがって、履修指導の内容の公平性が制度的に担保されているとする当該法科大学院の主張には理由がない。

以上を踏まえると、「留意すべき点」として指摘した評価結果（案）は妥当である。

(申立2)

対象となる章及び基準	第5章 基準5-1-1
審査結果	意見申立には理由がない
<p>【理由】</p> <p>(1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。</p> <p>① 意見 アンケート結果の集計については時間を要しているものの、下記のとおり授業改善に関する個別の意見に対しての教育改善への反映については、迅速に対応できているものとする。</p> <p>② 理由 授業改善のためのアンケート実施の当該学期にあつては、アンケートの回答結果を、回答後少なくとも1ヶ月以内には学内専用システムに表示するようになっており、教員は、担当している授業科目に関してのみ、学生からの授業改善に関するアンケート回答及び個別の意見を確認することが可能である。 また教員は、学生からの授業改善に係る個別の意見に対しては、上記システムに表示後、早急に改善に関する対応策等を、コメントとして入力する必要がある。これにより、学生からの個別の意見に対しては、授業の改善についての対応を迅速に図っていると思われる。 また、熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会にて全学横断的にアンケートの回答結果を確認しており、学生からの回答のうち、アカデミック・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関わると考えられる等、特に注視すべきものについては、当該教員の所属する部局長等に通知及び改善を促す等、当該教員に対して組織的に対応を行っている。</p> <p>(2) 評価部会は、「平成28年度に行われた授業評価アンケートの集計が11月1日現在行われておらず、今年度中に行うという趣旨の記載が資料に見受けられており、やや授業評価の教育の改善への反映が適時行われていないと感じられたが、授業評価アンケートの教育への改善について法科大学院としてどのように考えているか聴取したい。」と当該法科大学院に対し説明を求めたところ、「授業評価アンケートは全学で一度集計をする都合上、法科大学院に届くのが遅れてしまい、分析が遅れてしまうということは実際問題としてある。まとめたアンケートの評価については、必修者担当者会議や基本科目会議で考慮し、議論するとともに、教授会で報告することとしている。」との回答があった。 以上のことから、評価部会は、授業改善のためのアンケート結果の集計に時間を要しており、アンケートの結果が教育改善に適時に反映されるよう、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要があると判断している。</p> <p>(3) 当該法科大学院は、授業改善に関する個別の意見に対しての教育改善への反映については、迅速に対応している旨主張しているが、各教員が担当する授業科目に関してのみ、アンケート結果を確</p>	

認するにとどまっている。

基準5-1-1では、「教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。」と規定されており、授業担当教員が対応した授業改善の取組内容が適切であるか法科大学院として組織的に把握・検討することが求められていると解するべきである。

また、当該法科大学院は、アカデミック・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関わると考えられる等、特に注視すべきものについては、当該教員の所属する部局長等に通知及び改善を促す等の取組が行われていると主張しているが、基準5-1-1の規定は、教育の内容・方法等の改善を図るための取組に主眼が置かれている。授業改善の取組にアカデミック・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントにかかわる内容をも含み得るとしても、当該法科大学院の主張からは、授業改善のためのアンケート結果を踏まえ、授業の内容、学生の理解度に配慮した取組や双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための授業の進め方やその形態の工夫に関して法科大学院として組織的に改善を図った具体的な取組は挙げられていない。

したがって、訪問調査時に前年度のアンケート結果の集計が行われておらず、法科大学院としての組織的な把握・検討が行われていない以上、迅速に対応しているとする当該法科大学院の主張には理由がない。

以上を踏まえると、「改善すべき点」として指摘した評価結果（案）は妥当である。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

熊本県熊本市

(3) 学生数及び教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学生数：13 名

教員数：17 名（うち実務家教員 3 名〔みなし専任 2 名〕を含む。）

2 特徴

熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本研究科」という。）は、九州中央に位置し、2012 年に政令指定都市になった熊本市（人口約 73 万人）黒髪緑豊かなキャンパスにあり、熊本大学法学部・法学研究科を母体とし、ここから独立する形で平成 16 年 4 月に開設された。

九州中南部地域ではそれまで、弁護士をはじめ法曹の数が極めて少ないことに加えて、都市部に偏在しているために、地域住民の司法へのアクセスやリーガル・サービスの享受が困難な状況にあった。また、複雑化・多様化する社会において生起し増大する法的紛争に、法廷の内外を問わず、公正かつ迅速に対応する法曹養成が課題とされていた。これらの要請に応えるため本研究科は設立され、地域に密着し新たな法的ニーズにも的確に対処できる質の高い法曹の増加が求められていた。開設以降これまでに本研究科は 53 人の法曹を社会に送り出している。その多くは熊本地域を中心に紛争解決に向けた弁護士活動を多面的かつ精力的に行っている。

今後とも、21 世紀を担う法曹には、基礎的かつ普遍的な法曹としての能力に加えて、地域特有の法的ニーズに応える能力、さらには、たとえばグローバル化する経済や少子・高齢社会の中で新たに生起する法的問題を解決する能力が必要である。この様々な社会的要請に応えるために、本研究科は、とりわけ次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成している。第一は、家庭医としての能力。すなわち、住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応

できる能力である。これらの法的能力のみならず、豊かな人間性、幅広い教養、高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目指し、本研究科は、教育課程を「法理論の基礎」、「法理論の応用」、「法実務の基礎」の 3 つのステージで構成し、法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行っている。このため、学年ごとの GPA による進級判定及び修了判定制度を導入している。さらに平成 26 年度カリキュラムから、法律基本科目群の中に選択としての各種展開・演習科目を導入し、学生が習熟度に応じて柔軟に法律基本科目を選択し学習できるように改正を行った。

本研究科は、平成 28 年度以降の学生募集受入を停止しているが、これまでの入学者の多数が多様性をもつ法学未修者であることから、入学前学習指導をはじめとし、専任教員による復習クラス、課外ゼミ等の基礎的導入教育に力を入れてきた。とくに、本研究科出身の若手弁護士（アカデミック・アドバイザー）による民法基礎ゼミ等の学修支援を実施し、学生全体の基礎学力のかさ上げを試みている。

また、法律実務基礎科目については、熊本県弁護士会との連携により県内法律事務所での実務研修を行う「エクスターンシップⅠ」に加え、平成 26 年度から本研究科と覚書を締結している地域企業・自治体への「エクスターンシップⅡ」を開始し、さまざまな法曹内外への視野を広げている。

加えて、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学との九州 4 法科大学院連携については、熊本大学と鹿児島大学が学生募集停止となる中、従来の教育連携の枠組みを超えた新たな連携を締結した。また、九州地区の各法科大学院と九州弁護士連合会の連携による弁護士に対するリカレント教育の実施も、九州・沖縄地域に全体での法曹養成教育の強化とその質の向上に寄与している。

本研究科は、徹底した少人数教育を実践し、教育効果を高めるため、シラバスの電子化、法情報データベースの利用等、IT 教育環境を整備・活用している。また、インストラクター制度等の導入により、教員同士の連携を密にし、履修指導のみならず、生活指導もきめ細かく懇切丁寧に行っている。さらに、学生への生活支援として、独自の奨学金給付制度も設けている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 教育上の理念及び目標

21 世紀、わが国においては、社会生活上の基礎的かつ普遍的な法的ニーズのみならず、「IT 技術の革新」や「経済のグローバル化」、「少子高齢社会化」等が急速に進み、様々な法的ニーズが新たに発生している。また、この複雑化・多様化した社会において、次々と生起する法的紛争には、法廷においてだけではなく、企業や地方公共団体においても、迅速に対応する法曹が必要である。ここには、法的ルールに基づき、自由かつ公正な社会の形成を図るため、国民間の利害の調整や紛争の予防及び解決を専門的知識によって公正・誠実に行うことのできる法曹養成が求められている。

こうした社会的要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標としている。

2 養成する法曹像

本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成する。

第一は、家庭医としての能力。すなわち、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。

第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。

この二つの能力を兼ね備える法曹を養成し、質の高い法的サービスを提供する。

